

日常生活用具の一覧(山武市日常生活用具給付等規則(平成19年山武市規則第20号)別表)

種目	基準額	対象者	仕様	耐用年数	
介護・訓練支援用具	特殊寝台	154,000円	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の身体障害者又は寝たきりの状態にある難病患者	腕、脚等の訓練のできる器具を附带し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年
	特殊マット	19,600円	下肢若しくは体幹機能障害1級の身体障害者(身体障害児の場合は2級以上)、知的障害の程度が重度若しくは最重度である知的障害者(児)又は寝たきりの状態にある難病患者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	5年
	特殊尿器	67,000円	下肢若しくは体幹機能障害1級の常時介護を要する身体障害者(児)又は自力で排尿することができない難病患者(原則学齢児以上)	尿が自動的に吸引されるもので、身体障害者(児)又は介護者が容易に使用し得るもの	5年
	入浴担架	82,400円	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)又は同程度の障害を有する難病患者(原則3歳以上)	身体障害者(児)を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年
	体位変換器	15,000円	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)又は難病患者(下着交換等に当たって家族等他人の介助を要する者に限る。)(原則学齢児以上)	介助者が障害者(児)の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年
	移動用リフト	159,000円	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)又は同程度の障害を有する難病患者(原則3歳以上)	介護者が身体障害者(児)を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの(天井走行型その他住宅改造を伴うものを除く。)	4年
	訓練いす	33,100円	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者(原則3歳以上)	原則として附属のテーブルを付けるものとする	5年
	訓練用ベッド	159,200円	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)又は同程度の障害を有する難病患者(原則学齢児以上)	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年

種目		基準額	対象者	仕様	耐用年数
自立生活支援用具	入浴補助用具	90,000円	下肢若しくは体幹機能障害の身体障害者(児)又は難病患者(入浴に介助を要するもの) (原則3歳以上)	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、身体障害者(児)又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く	8年
	便器	9,850円	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の身体障害者(児)又は常時介護を要する難病患者(原則学齢児以上)	身体障害者が容易に使用し得るもの(手すりをつけることができる)。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く	8年
	T字状・棒状のつえ	4,460円	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害者又は難病患者	身体障害者等が容易に使用し得るもの	3年
	移動・移乗支援用具	60,000円	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を要する身体障害者(児)又は難病患者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 ア 身体障害者(児)の身体機能の状態を十分踏まえたもので、必要な強度と安全性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの	8年
	頭部保護帽	ア 15,200円 イ 36,750円	次のいずれかに該当し、常に転倒の危険がある者 (1) 身体障害者又は難病患者であって、平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する者 (2) 重度若しくは最重度である知的障害者(児) (3) てんかんの発作等により頻繁に転倒する精神障害者	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの ア スポンジ及び革を主材料としているもの イ スポンジ、革及びプラスチックを主材料としているもの	3年

種目	基準額	対象者	仕様	耐用年数	
自立生活支援用具	特殊便器	151,200円	上肢機能障害2級以上の身体障害者(児)若しくは同程度の障害を有する難病患者又は知的障害の程度が重度若しくは最重度であり訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な知的障害者(原則学齢児以上)	身体障害者(児)にあつては足踏みペダル等で温水温風を出し得るものとし、知的障害者(児)にあつては介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く	8年
	火災警報機	15,500円	次のいずれかに該当し、火災発生感知及び避難が著しく困難な者(当該者の世帯が単身世帯及びこれ	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発生し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年
	自動消火器	28,700円	に準ずる世帯に限る。) (1) 障害等級が2級以上の身体障害者(児)又は同程度の障害を有する難病患者 (2) 重度又は最重度である知的障害者 (3) 障害等級1級の精神障害者	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年
	電磁調理器	41,000円	視覚障害2級以上の身体障害者又は重度若しくは最重度の知的障害者であつて、18歳以上のもの(当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	障害者が容易に使用し得るもの	6年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	7,000円	視覚障害2級以上の身体障害者(児)(原則学齢児以上)	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	10年
	聴覚障害者用屋内信号装置	87,400円	聴覚障害2級の身体障害者(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に限る。)	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年

種目		基準額	対象者	仕様	耐用年数
在宅療養等支援用具	透析液加温器	51,500円	じん臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法による透析療法を行う身体障害者(原則3歳以上)	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年
	ネブライザー	36,000円 ※電気式たん吸引器との両用器については72,500円	呼吸器機能障害3級以上若しくは同程度の身体障害者(児)又は難病患者	対象者又は介護者が容易に使用し得るもの	5年
	電気式たん吸引器	56,400円 ※ネブライザーとの両用器については72,500円		対象者又は介護者が容易に使用し得るもの	5年
	足踏み式・手動式たん吸引器	12,000円		足踏み又は手動ポンプで吸引し、対象者又は介護者が容易に使用し得るもの	5年
	酸素ボンベ運搬車	17,000円	医療保険における在宅酸素療法を行う身体障害者又は難病患者	身体障害者が容易に使用し得るもの	10年
	視覚障害者用体温計(音声式)	9,000円	視覚障害2級以上の身体障害者(児)(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)(原則学齢児以上)	障害者(児)が容易に使用し得るもの	5年
	視覚障害者用体重計	18,000円	視覚障害2級以上の身体障害者(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	障害者が容易に使用し得るもの	5年
	パルスオキシメーター(動脈血中酸素飽和度測定器)	157,500円	人工呼吸器の装着が必要な身体障害者(児)又は難病患者であって、必要と認められる者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、対象者又は介護者が容易に使用し得るもの	5年

種目		基準額	対象者	仕様	耐用年数
在宅療養等支援用具	正弦波インバーター発電機	120,000円	次のいずれかに該当する者であって、必要と認められる者 (1) 呼吸器機能の障害の程度が3級以上若しくは同程度の身体障害者(児)又は難病患者であって、在宅	人工呼吸器その他の生命維持に必要な機器に接続することで機器の稼働に必要な電力を供給できる、ガソリン又はガスポンプ等で作動する正弦波インバーター発電機で、対象者又は介護者が容易に使用し得るもの	5年
	ポータブル電源(蓄電池)	60,000円	で人工呼吸器若しくは電気式たん吸引器を使用しているもの (2) 医療保険における在宅酸素療法を行う身体障害者(児)又は難病患者等 ※正弦波インバーター発電機、ポータブル電源(蓄電池)、DC/ACインバーター(カーインバーター)の給付は、耐用年数以内ではいずれか一種目のみ対象とする。	人工呼吸器その他の生命維持に必要な機器に接続することで機器の稼働に必要な電力を供給できる、蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、対象者又は介護者が容易に使用し得るもの	5年
	DC/ACインバーター(カーインバーター)	30,000円		人工呼吸器その他の生命維持に必要な機器に接続することで機器の稼働に必要な電力を供給できる、自動車用バッテリー等の直流電流を正弦波交流電源に変換する装置で、対象者又は介護者が容易に使用し得るもの	5年
情報意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	98,800円	音声機能若しくは言語機能障害又は肢体不自由であって、発声・発語に著しい障害を有する身体障害者(児)又は発声・発語に著しい障害を有する難病患者(原則学齢児以上)	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、身体障害者(児)が容易に使用し得るもの	5年
	情報・通信支援用具	100,000円	上肢機能又は視覚機能の障害が2級以上の身体障害者(児)又は同度の障害を有する難病患者(原則学齢児以上)	上肢機能障害 インテリキー、ジョイスティック等 視覚障害 画面拡大ソフト、画面音声化ソフト等	5年
	点字ディスプレイ	383,500円	視覚機能及び聴覚機能の重度重複障害(原則視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級)の身体障害者又は視覚障害2級以上の身体障害者であって、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年

種目		基準額	対象者	仕様	耐用年数
情報意思疎通支援用具	点字器	10,400円	視覚障害2級以上の身体障害者(児)	障害者が容易に使用し得るもの	7年
	点字タイプライター	63,100円	視覚障害2級以上の身体障害者(児)(原則就学若しくは就労している者又は就労が見込まれる者に限る。)	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	5年
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	録音再生機 85,000円 再生専用機 35,000円	視覚障害2級以上の身体障害者(児)(原則学齢児以上)	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	6年
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	99,800円	視覚障害2級以上の身体障害者(児)(原則学齢児以上)	文字情報又は文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	6年
	視覚障害者用拡大読書器	198,000円	本装置により文字等を読むことが可能になる視覚障害者(児)(原則学齢児以上)	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	8年
	視覚障害者用時計	触読式時計 10,300円 音声式時計 13,300円	視覚障害2級以上の身体障害者(音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10年
	聴覚障害者用通信装置	71,000円	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有する身体障害者(児)若しくは難病患者(コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められた場合)(原則学齢児以上)	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、身体障害者(児)が容易に使用し得るもの	5年

	種目	基準額	対象者	仕様	耐用年数
情報意思疎通支援用具	聴覚障害者用情報受信装置	88,900円	本装置によりテレビの視聴が可能になる聴覚障害者(児)	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者(児)用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者(児)向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	6年
	人工喉頭	笛式 8,100円 電動式 70,100円	喉頭摘出者	笛式 呼気によりゴム等の幕を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの 電動式 顎下部等にあてた電動板を振動させ、経皮内に音源を口腔内に導き構音化するもの	笛式 4年 電動式 5年
	点字図書	給付を希望する点字図書の一般図書の購入価格との差額相当額	情報の入手を点字によっている視覚障害者(児)	月刊、週間等定期的に発行される雑誌等を除く点字図書	—
排泄管理支援用具	ストマ用装具	蓄便袋 月額 8,858円 蓄尿袋 月額 11,639円 (一か所につき)	ストマを造設したもの	蓄便袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型でラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋 蓄尿袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型のラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋で尿処理用のキャップ付のもの ※収納袋の使用にあたり必要となる、皮膚の保護、排泄物の漏れ防止、皮膚への装具密着等のために使用する用品を含む。	—

	種目	基準額	対象者	仕様	耐用年数
排泄管理支援用具	紙おむつ等	月額12,360円	次のいずれかに該当する者 (1) 3歳以上の者で高度の排便又は排尿機能障害者 (2) 脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者 (3) 下肢又は体幹機能障害1級の身体障害者であつて、(2)と同程度の障害が認められる65歳未満の者(65歳到達前から当該用具の給付を受けていた者を含む)	紙おむつ、洗腸用具、サラン、ガーゼ等衛生用品	—
	収尿器	男性用 普通型7,700円 簡易型5,700円 女性用 普通型8,500円 簡易型5,900円	高度の排尿機能障害	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置を付けるもの	1年
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	200,000円	下肢機能障害、体幹機能障害又は乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)の程度が3級以上(特殊便器への取替えについては上肢機能障害2級以上)の身体障害者又は同程度の障害のある難病患者	障害者の移動を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	—

(注)

- 1 脳原性運動機能障害の場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。
- 3 情報・通信支援用具とは、障害者向けのパーソナルコンピューター周辺機器や、アプリケーションソフトをいう。